

監査委員会監査基準

社団法人 日本監査役協会
平成 17 年 9 月 28 日制定
平成 19 年 5 月 10 日改正

監査委員会監査基準の改定について

I 経緯

監査委員会監査基準は、平成 15 年 4 月から施行された商法等の改正によって委員会等設置会社制度が導入されたことに伴い、監査委員会監査にかかる具体的かつ体系的な実務指針を提供することを目的として平成 17 年 9 月に制定された。

その後、平成 18 年 5 月に会社法及びその法務省令が施行されたことにより、従前の委員会等設置会社制度は「委員会設置会社」制度に名称が変更され、それとともに内部統制システムの整備にかかる規定が改正されたり、監査委員会の職責等に関する新たな規定が盛り込まれたりするなど、委員会（等）設置会社制度は、早くも法制面において変化がみられるところとなった。

一方、実務においても、委員会（等）設置会社制度が導入されて以降、数年が経過したこともあり、監査委員会監査にかかる実務経験についても一定の蓄積がみられているところである。

当協会は、こうした法改正や環境の変化等に対応するべく、監査委員会監査基準の改定を行うこととした。

II 本基準の視点

今回の監査委員会監査基準の改定にあたり、会社法及び法務省令の内容を精査した結果、従前の監査委員会監査基準を貫く基本的思想・視点については変える必要性はないと判断した。

すなわち、本基準は、従来の監査委員会監査基準と同様、法的要請への対応に留まらず、具体的かつ体系的な実務指針として、内外から評価される監査実務のあり方、責任の取れる監査のあり方を明示することを目指すものであり、かつ、監査委員会が、独立の立場から執行役及び取締役の職務執行を監査することにより、企業不祥事を防止し、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っていることを基本的な視点とするものである。こうした基本的思想・視点は、当協会が別途定めている監査役監査基準（平成 19 年 1 月 12 日最終改正）とも共通するが、これは、そのような基本的思想・視点が、監査委員会制度や監査役制度といった制度の違いに関わらず、およそ監査にかかる職務を預かる者ないし機関、そしてそれらのための実務指針が

備えておくべきものであるからであり、監査に対する当協会の基本姿勢でもあるからである。この点については、改めて本基準においても確認しておきたい。

本基準では、こうした基本的思想・視点に基づき、監査委員会制度の特徴や実務における経験等を踏まえながら、以下の視点から監査委員会監査のあり方について具体的に規定した。

1. 委員会設置会社においては、会社の規模や公開・非公開の別に関係なく、いわゆる内部統制システムにかかる基本方針を取締役会において決議することが法的に義務付けられており、監査委員会は、この取締役会決議の内容の相当性について、当該決議に基づいて整備されている内部統制システムの状況を踏まえて判断することが求められている。また、監査委員会監査制度においては、内部統制システム、とくにその構成要素の一つである「監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」が適切に整備されることが、監査委員会監査を実効的に行う上で不可欠であるとの理解により、こうした内部統制システムの整備にかかる特段の重要性に鑑み、本基準ではそのために監査委員会がとるべき最善の行動基準を織り込むべく、その規定化を図った。
2. 委員会設置会社制度の下では、監査委員会を中心とした組織的監査が指向されていることから、本基準においてもこのことを明確にすべく、行為主体である主語を「監査委員会」としている。また、監査委員会による監査職務の執行について、監査委員会の主導による「内部監査部門等」、「内部統制部門」、及び「会計監査人」等との連係を通じた組織的監査を想定し、そのような組織的監査が実効的になされるよう、そのための規定化を図った。
3. 監査役会設置会社においては、法令上、常勤監査役の設置が義務付けられているが、委員会設置会社については同様の規定はない。常勤の監査委員を設置するか否かは、会社ごとの固有の監査環境等に応じて決められるべきものであるが、本基準は、常勤の監査委員を設置した会社とそうではない会社の両形態が存在しうることを前提に作成されている。
4. 委員会設置会社の監査委員が取締役でもあり、取締役会において議決権を有する一員として会社の業務の決定に参画する地位も併せ有している。このため、本基準では、自己監査の矛盾を避ける観点から、監査委員がそうした二重の地位を有していることにとくに留意し、業務執行からの独立性の確保と業務の適正な決定に努めることについて規定がされている。さらに、取締役会等による業務執行に対する監督義務の履行にあたっては、監査委員会における監査活動を通じて得られた情報を有効に活用すべきものと考えられることから、監査委員たる取締役が取締役会等の審議において積極的な役割を果たすべき場合についても一定の規定化を図った。
5. 本基準は、会社法上の大会社を対象とし、主として上場会社を念頭において作成されている。

III 改定の趣旨

今回の改定にあたって主に考慮した点は、以下の通りである。

1. 会社法及びその法務省令において内部統制システムの整備にかかる規定が改正されたことに伴い、本基準においても内部統制システムの整備にかかる規定について所要の改定を行った。また、監査委員会監査を実効的に行うための前提となる「監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の整備について「監査委員会監査の環境整備」という独立した章を設け、その整備にかかる具体的な規定化を図った。
なお、内部統制システムに関するより具体的な監査の方法等については、本基準に基づいて、別途「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」を定めることとした。
2. 本基準では、実務に即したより具体的な実務指針を明示するという観点から、会社の内部統制機能を所管する部署等について、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署等（内部監査部門等）とそれ以外の内部統制機能を所管する部署（内部統制部門）の二つに分けたうえ、前者の内部監査部門等については、監査委員会の監査職務を組織的かつ効率的に遂行する上で緊密な連係を保持するものとし、後者の内部統制部門については、原則的として内部統制システムの整備にかかる監査における重要な監査対象でありながら、必要に応じて連係を求めるべき対象でもあるとして、こうした整理をもとに具体的な規定化を図った。
3. 会社法及びその法務省令において取締役候補者に関する事項や社外取締役の活動状況などに関する開示事項が拡充されるところとなったことを踏まえ、本基準では、監査委員候補者の選定にかかる基準等のあり方、社外取締役たる監査委員の心構えなどに関する規定について内容の充実を図った。
4. 財務報告内部統制の監査については、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」の制度が導入され、かつ、委員会設置会社の多くが上場会社であり、同制度に対する関心が非常に高い会社が多いことなどに鑑み、本基準において一定の規定化を図ることとした。ただし、財務報告内部統制の監査のあり方については、今後の議論の深化による部分が大きいと考えられることから、詳細については今後の検討に委ねることとした。
5. 会計監査人の報酬等に対する同意権が監査委員会に付与され、また、会計監査人は監査委員会に対し「会計監査人の職務の遂行に関する事項」を通知することが義務付けられたことなどを踏まえ、会計監査の適正性及び信頼性確保のために監査委員会が果たすべき職責について必要な規定化を図った。
6. 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」が事業報告の内容となっている場合、当該事項についての意見が監査報告の内容とされたことなどに対応し、当該基本方針等に関して別章を立て、買収防衛策の適正性確保のために監査委員会が果たすべき職責について必要な規定化を図った。

7. 株主代表訴訟における不提訴理由通知制度の導入に伴い、執行役又は取締役の責任を追及する旨の提訴請求に対する監査委員会の適正な意見形成が一層重要となることなどを踏まえ、株主代表訴訟への対応等について所要の改定を行った。

監査委員会監査基準

第1章 本基準の目的

(目的)

第1条

1. 本基準は、監査委員会の職責とそれを果たすうえでの監査委員の心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。
2. 監査委員会は、会社の規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努めなければならない。

第2章 監査委員会の職責及び監査委員の心構え

(監査委員会の職責)

第2条

1. 監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、かつ、執行役及び取締役の職務執行を監査する法定の機関として、その職務を適正に執行することによって、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。
2. 監査委員会は、第20条に定める内部統制システムの構築及び運用（以下あわせて「整備」という）の状況を監視及び検証し、内部統制システムの整備に係る取締役会の審議等において、その監査活動に基づいた情報を活用するなど、積極的な役割を果たさなければならない。
3. 監査委員会は、前項に定める内部統制システムの整備とそれに対する監視及び検証を前提として、第14条第1項及び第2項に定める内部監査部門等との実効的な連係等を通じて、会社の業務及び財産の状況に関する調査並びに執行役、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告もしくは提案、執行役もしくは使用人に対する助言もしくは勧告、又は執行役もしくは取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。
4. 監査委員会は、法令で定めるところに従い、監査報告を作成する。
5. 監査委員会は、会計監査人の職務の執行の状況を監視し検証するとともに、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定しなければならない。

(監査委員の心構え)

第3条

1. 監査委員は、監査職務の執行を通じて得た情報を取締役会の審議等において積極的に活用し、もって取締役会の監督機能の実効性の確保に努めなければならない。
2. 監査委員は、取締役会が行う業務執行の決定に取締役会構成員として加わる地位を有することに留意し、監査職務の執行を通じて得た情報を有効に活用のうえ、業務の適正な決定に努めなければならない。
3. 監査委員は、執行役その他業務執行者からの独立の立場の保持に努めるとともに、公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。
4. 監査委員は、その職務の適正な執行のため常に自己研鑽に努めなければならない。
5. 監査委員は、適正な監査視点の形成のため、会社並びに親会社及び子会社等から成る企業集団における状況を含め、経営全般の見地から経営課題についての認識を深めるとともに、経営状況の推移と会社をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。
6. 監査委員は、平素より会社及び子会社の取締役、執行役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。
7. 監査委員は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要に応じて外部専門家の意見を徴するなど、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。
8. 監査委員は、その職務の執行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。

(社外監査委員の心構え)

第4条

1. 社外取締役たる監査委員（以下「社外監査委員」という）は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために、法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査委員と共有することに努めるとともに、他の監査委員と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。
2. 社外監査委員は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査委員会及び取締役会等において忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。
3. 社外監査委員は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、自らの職務の執行状況の記録に努める。

第3章 監査委員会の組織及び運営等

(監査委員会の組織)

第5条

- 監査委員会は、会社又はその子会社の業務を執行しない取締役3名以上をもって組織し、かつ、その過半数は社外取締役でなければならない。
- 監査委員会は、必要があると認めたときは、常勤の監査委員を選定することができる。
- 監査委員会は、監査委員会事務局の設置を取締役会に対して要請することができる。当該事務局を設置する場合、その使用人は専任の者であることが望ましい。

(監査委員候補者の選定への関与)

第6条

- 監査委員会は、監査委員の社内・社外又は常勤・非常勤の別及びその員数、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査委員候補者の選定に関して一定の方針を有しておくことが望ましい。
- 監査委員会は、前項の方針の決定及びその運用に関して、監査委員候補者と会社との関係並びに他の取締役、執行役及び主要な使用人との関係等を勘案し、監査委員の独立性に問題が生じないことを確認のうえ、監査委員としての適格性を有する者の確保に努めなければならない。なお、監査委員のうち最低1名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることが望ましい。
- 監査委員会は、監査の環境の整備及び監査の独立性の確保の観点から、監査委員候補者の選定に関して、取締役会及び指名委員会との連係を図るよう努め、必要があると認めたときは、取締役会又は指名委員会に対して意見を表明しなければならない。

(監査委員会の運営)

第7条

- 監査委員会は定期的に開催するものとし、取締役会の開催日時、各監査委員の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。ただし、必要があるときは隨時開催するものとする。
- 監査委員会は、監査委員会の長を定めるものとする。監査委員会の長は、監査委員会を招集し運営するほか、監査委員会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査委員による招集権の行使を妨げるものではない。
- 監査委員会は、必要があると認めたときは、執行役、他の取締役、内部統制部門の使用人又は会計監査人その他の者に委員会への出席を求め、説明を求めなければならない。
- 監査委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、十分な資料に基づいた審議のうえ、その過半数をもって行わなければならない。ただし、特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができない。
- 監査委員は、監査委員会議事録に議事の経過の要領及び結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、出席した監査委員は、これに署名又は記名押印しなければならない。

6. 監査委員会は、その職務の執行の状況を取締役会に対して遅滞なく報告しなければならない。この場合、監査委員会は、その選定した監査委員に報告をさせることができる。

(指名監査委員の選定等)

第 8 条

1. 監査委員会は、次に掲げる職務を行う監査委員をそれぞれ一名又は複数名その決議により選定し、又は定め、もしくは指定するものとする。
- 一 会社法第 405 条第 1 項に基づき、執行役、他の取締役、内部統制部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員
 - 二 会社法第 405 条第 2 項に基づき、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員
 - 三 会社法第 408 条第 1 項第 2 号に基づき、会社が執行役もしくは取締役に対し訴えを提起し、又は執行役もしくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合において、当該訴えについて会社を代表する監査委員
 - 四 会社法第 417 条第 1 項に基づき、取締役会を招集する監査委員
 - 五 会社法第 417 条第 3 項に基づき、取締役会に対して監査委員会の職務の執行の状況を報告する監査委員
 - 六 会社法施行規則第 132 条第 5 項第 3 号及び会社計算規則第 158 条第 5 項第 3 号に定める監査委員として定められた監査委員
 - 七 会社計算規則第 153 条に基づき、計算関係書類を作成した執行役から計算関係書類の提供を受ける者として監査委員会が指定した監査委員
 - 八 その他監査委員会の職務を適切に遂行するため、監査委員会がその職務分担として定めた職務を行う監査委員
2. 前項の監査委員を選定し、又は定め、もしくは指定する際は、当該各号の職務の内容に応じ、当該監査委員の社内・社外又は常勤・非常勤の別、及び専門知識の有無等を考慮するものとする。
3. 第 1 項各号に定める監査委員は、必要があると認めたときは、補助使用人等又は内部監査部門等を通じてその職務を行うことができる。

(監査委員の報酬等・監査費用)

第 9 条

1. 監査委員会は、監査活動の独立性及び実効性の確保の観点から必要があると認めたときは、監査委員の報酬等の内容の決定に関する方針について、報酬委員会と協議の機会をもつことが望ましい。
2. 監査委員会は、その職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上

しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

3. 監査委員会は、監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

第4章 監査委員会監査の環境整備

(代表執行役等からの情報収集)

第10条

1. 監査委員会は、会社の経営の基本方針、会社が対処すべき課題、及び会社を取り巻くリスク等を確認するとともに、監査環境の整備の状況及び監査上の重要課題等について、代表執行役及び関係する執行役と定期的に情報及び意見を交換し、監査委員会の職務の執行のためには、監査環境の整備が重要であるとの認識を代表執行役等と共有するものとする。
2. 監査委員会は、前項に定める情報及び意見の交換により、必要があると認めたときは、取締役会又は代表執行役等に対して、本章に定める監査環境の整備についての提案又は勧告等を行うものとする。

(監査委員会監査の実効性を確保する体制)

第11条

監査委員会は、その監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、会社法第416条第1項第1号ロ及び会社法施行規則第112条第1項に基づき、取締役会において決議することを要する次に掲げる事項について、監査委員会としての基本方針を決定又は決議し、必要があると認めたときは、取締役会に対して報告もしくは提案又は意見の表明を行わなければならない。

- 一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という）に関する事項
- 二 前号の補助使用人等の執行役からの独立性に関する事項
- 三 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制に関する事項
- 四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

(補助使用人等)

第12条

1. 監査委員会は、前条第1号及び第2号にかかる基本方針の決定又は決議に関し、会社

の規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮しなければならない。

2. 監査委員会は、補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意しなければならない。
3. 監査委員会は、次に掲げる事項について明確化しておくなど、補助使用人等の独立性の確保に必要な事項を検討するものとする。
 - 一 補助使用人等の権限
 - 二 補助使用人等の属する組織
 - 三 監査委員会の補助使用人等に対する指揮命令権
 - 四 補助使用人等の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査委員会の同意権

(監査委員会への報告に関する体制等)

第 13 条

1. 監査委員会は、第 11 条第 3 号にかかる基本方針の決定又は決議に関し、執行役及び使用人から監査委員会に対して適時かつ適切な報告がなされることが、第 32 条に定める組織監査を行ううえでとくに重要であることに留意し、同号にかかる取締役会の審議等において積極的な役割を果たさなければならない。
2. 監査委員会は、執行役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、これを直ちに監査委員会に報告するよう執行役に対して求めなければならない。
3. 前項に定める事項のほか、監査委員会は、執行役との間で、監査委員会に対して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して定めるものとする。また、必要があると認めたときは、社内規則の制定もしくは変更、又はその他社内体制の整備等を取締役会及び関係する執行役に対して求めなければならない。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。
4. 前項の報告に係る受領先として補助使用人等又は内部監査部門等を指定する場合には、監査委員会は、当該補助使用人等又は内部監査部門等から監査委員会又は第 8 条第 1 項各号に定める指名監査委員等に対して適時かつ適切に報告が行われる体制を整備しなければならない。

(内部監査部門等との連係体制)

第 14 条

1. 監査委員会は、第 11 条にかかる基本方針の決定又は決議に関し、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務を実効的かつ効率的に執行する観点から、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署等（以下「内部監査部門等」という）と緊密な連係が保持される体制の整備に努めなければならない。
2. 前項の体制の整備に関し、監査委員会は、内部監査部門等からその監査結果等につい

て報告を受け、必要に応じて調査を求める、又は具体的指示を出すなど、内部監査部門等と日常的かつ機動的な連係を図るための体制の整備に努めなければならない。なお、内部監査部門等の職務の執行の実効性及び独立性の確保の観点から必要があると認めたときは、監査委員会は、内部監査部門等の主要な使用人の権限及び独立性に関する事項について、取締役会に対して第11条第1号及び第2号に定める決議を要請するものとする。

3. 監査委員会は、前2項に定めるほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署（以下「内部統制部門」という）からも内部統制システムに関する事項について必要に応じて報告を受け又は調査を求めることができるようにしておくなど、監査委員会の監査が実効的に行われるための体制の整備に努めなければならない。
4. 監査委員会は、本条に定める内部監査部門等との連係体制及び第13条に定める監査委員会への報告に関する報告体制等が実効的に構築され、かつ、運用されるよう、必要に応じて取締役会又は執行役に対して体制の整備に関する要請又は勧告を行わなければならぬ。
5. 会社に内部通報システムがおかされているときには、監査委員会は、当該内部通報システムが有効に機能し、必要な情報が監査委員会に提供されるための体制が整備されているかについて監視及び検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。

（会計監査人との連係体制）

第15条

監査委員会は、第11条にかかる基本方針の決定又は決議に関し、会計監査人と定期的に会合をもつほか、会計監査人から監査に関する報告を隨時かつ適時に受領するなど、会計監査人と緊密な連係を保ちながら、実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努めなければならない。

（企業集団における監査体制）

第16条

1. 監査委員会は、第11条にかかる基本方針の決定又は決議に関し、親会社並びに子会社及び重要な関連会社（以下「子会社等」という）から構成される企業集団内における監査の環境の整備に努めるとともに、執行役及び取締役会に対して、そのための必要な体制を整備するよう求めなければならない。
2. 監査委員会は、内部統制システムが企業集団内においても適切に整備されているかに留意し、重要な子会社等については、その内部統制システムの整備状況について監視及び検証を行えるようにしておくなど、企業集団全体の監査の環境の整備に努めなければならない。

ならない。

第5章 業務監査

(執行役及び取締役の職務の執行の監査)

第17条

1. 監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行を監査する。
2. 監査委員会は、その職務の執行にあたって、必要があると認めたときは、取締役会又は他の委員会に対する報告、提案もしくは意見の表明、又は執行役もしくは内部統制部門に対する助言もしくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。

(執行役の職務の執行の監査)

第18条

1. 監査委員会は、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画等に従い、健全、公正妥当、かつ、効率的に業務の執行を決定し、かつ、業務を執行しているかを監視し検証しなければならない。
2. 監査委員会は、執行役が行う業務の執行の決定及び業務の執行について、執行役の善管注意義務及び忠実義務等の法的義務の履行状況を、次の観点から監視し検証しなければならない。
 - 一 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
 - 二 意思決定過程が合理的であること
 - 三 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
 - 四 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
 - 五 意思決定が自己の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること
3. 監査委員会又は監査委員は、執行役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をしもしくはするおそれがあると認めたとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、又は会社の業務に著しく不当な事実を認めたときは、執行役に対する勧告、取締役会への報告、又は執行役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。
4. 監査委員会又は監査委員は、執行役、取締役及び使用人等から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役会に対する報告、執行役に対する勧告、又は監査委員会もしくは取締役会の招集など、状況に応じ適切な措置を適時に講じなければならない。
5. 前2項に関し、執行役の職務の執行の監査を通じてとくに必要があると認めたときは、監査委員会又は監査委員は、取締役会に対し執行役の解任等を含めた意見を表明する。

(取締役の職務の執行の監査)

第 19 条

1. 監査委員会は、取締役会又は各委員会等における取締役の職務の執行の状況を監視し検証する。
2. 監査委員会は、取締役会又は各委員会等において行われる意思決定に関して、取締役の善管注意義務及び忠実義務等の法的義務の履行状況を、第 18 条第 2 項各号に定める観点から監視し検証しなければならない。
3. 監査委員会は、代表執行役及び関係する執行役がその職務の執行の状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。
4. 前 2 項に関して必要があると認めたときは、監査委員会は、取締役会に対する報告、提案もしくは意見の表明、取締役に対する助言もしくは勧告又は差止めの請求など、必要な措置を適時に講じなければならない。

(内部統制システムに係る監査)

第 20 条

1. 監査委員会は、会社の取締役会決議に基づいて整備される次の体制（以下「内部統制システム」という）に関して、当該取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況について監視し検証しなければならない。
 - 一 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下「法令等遵守体制」という）
 - 二 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 三 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（以下「損失危険管理体制」という）
 - 四 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
 - 五 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 六 第 11 条に定める監査委員会監査の実効性を確保する体制
2. 監査委員会は、内部統制システムの整備状況に関する報告を代表執行役その他関係する執行役に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連係及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。また、法令等遵守体制、損失危険管理体制、第 21 条に定める財務報告内部統制、もしくは第 22 条に定める情報開示体制等を所管する執行役が選定され、又はそれらを所管する委員会等が設置されている場合には、監査委員会は、当該執行役又は委員会等から定期的な報告を受領するなど、緊密な連係を図るよう努めなければならない。
3. 監査委員会は、内部統制システムの整備に関し、必要があると認めたときは、代表執

行役及び関係する執行役との間で協議の機会をもたなければならない。

4. 監査委員会は、取締役会、代表執行役又は関係する執行役等が内部統制システムの適切な整備を怠っていると認められる場合には、取締役会、代表執行役又は関係する執行役等に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。
5. 監査委員会は、本条に定める監査活動を通じて得た内部統制システムに関する監査の結果を取締役会に対して遅滞なく報告し、内部統制システムの整備にかかる取締役会の審議等において、その監査活動に基づいた情報を活用するなど、積極的な役割を果たさなければならない。
6. 内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、別に定める「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」による。

(財務報告内部統制の監査)

第 21 条

1. 監査委員会は、会社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するため必要な体制（以下「財務報告内部統制」という）について、財務報告を所管する代表執行役もしくは執行役（以下「財務担当執行役」という）又は内部監査部門等からの報告及び会計監査人からの財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれのあると認められる事項についての報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどして、監視し検証しなければならない。
2. 監査委員会は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすと認められる事項について、会計監査人との情報の共有に努める。また、必要があると認めたときは、取締役会、財務担当執行役又は内部監査部門等に対し助言又は勧告しなければならない。

(情報開示体制の監査)

第 22 条

1. 監査委員会は、会社の情報開示体制について、次の観点から監視し検証しなければならない。
 - 一 開示される情報の透明性と信頼性を確保するため、明確な情報開示基準の制定等を含む情報作成及び情報開示のための体制が代表執行役及び関係する執行役によって適切に整備されていること
 - 二 継続企業の前提にかかる事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について適時に情報開示を行うための体制が代表執行役及び関係する執行役によって適切に整備されていること
2. 監査委員会は、会社が開示する情報につき、関係する執行役又は使用人等のほか、会計監査人に対して重要事項について説明を求めるとともに、開示される情報に重要な誤

りがなく、かつ、内容が誤解を生ぜしめるものでないかを検証しなければならない。

(競業取引等の監査)

第 23 条

1. 監査委員会は、次の取引等について、執行役又は取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。
 - 一 競業取引
 - 二 利益相反取引
 - 三 会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む）
 - 四 親会社又は子会社もしくは株主等との通例的でない取引
 - 五 自己株式の取得及び処分又は消却の手続
2. 前項各号に定める事項について、執行役又は取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監査委員会は、取締役会の招集又は執行役もしくは取締役の行為の差止めなど、必要な措置を講じなければならない。
3. 監査委員会は、第 1 項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役会又は関係する執行役に対し助言又は勧告しなければならない。

(事業報告等に係る監査)

第 24 条

1. 監査委員会は、事業年度を通じて執行役及び取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という）が適切に記載されているかについて監査意見を形成する。
2. 監査委員会は、その決議によって、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等の通知を受け、事業報告等に係る監査報告の内容を当該執行役に対して通知する職務を行う監査委員を定めなければならない。
3. 監査委員会は、前項に定める監査委員を通じて、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等を受領する。監査委員会は、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査報告に記載する。
4. 監査委員会は、事業報告等の監査にあたり、必要に応じて会計監査人との連係を図るものとする。

(事業報告における社外監査委員の活動状況等)

第 25 条

監査委員会は、事業報告において開示される社外監査委員の活動状況その他監査委員

に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討するものとする。

第6章 会計監査

(会計監査)

第26条

1. 監査委員会は、事業年度を通じて執行役及び取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成する。
2. 監査委員会は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。

(会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制)

第27条

監査委員会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行う。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計監査人の報酬等)

第28条

1. 監査委員会は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、会計監査人の監査計画の内容、非監査業務の委託状況等も勘案のうえ、会計監査人に対する監査報酬の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。
2. 監査委員会は、前項の検証を踏まえ、会計監査人の報酬等の額について、同意の当否を判断しなければならない。

(会計方針の監査)

第29条

1. 監査委員会は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書

類作成のための基本となる事項)が、会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要があると認めたときは、関係する執行役に対し助言又は勧告をしなければならない。

2. 会社が会計方針を変更する場合には、監査委員会は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう関係する執行役に求め、その変更の当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。

(計算関係書類の監査)

第30条

1. 監査委員会は、その決議によって、計算関係書類の作成に関する職務を行った執行役から計算関係書類の通知を受ける者を指定し、会計監査人から会計監査報告の通知を受け又は計算関係書類に係る監査報告の内容を当該執行役及び会計監査人に対して通知する職務を行う監査委員を定めなければならない。
2. 監査委員会は、前項に定める監査委員を通じて、各事業年度における計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を受領する。監査委員会は、前項の執行役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。
3. 監査委員会は、各事業年度における計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を第1項に定める監査委員を通じて受領する。監査委員会は、会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。
4. 監査委員会は、会計監査報告及び監査に関する資料の調査の結果等を踏まえ、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、監査意見を形成する。当該審議の結果、会計監査人の監査の方法又は結果が相当でないと認めたときは、監査委員会は、相当でないと認めた旨及びその理由を監査報告に記載する。
5. 監査委員会は、株主総会又は取締役会に提出される剰余金の配当等に関する議案について、会計監査人からの監査の報告及び剰余金の配当等に関する中長期的な方針等を踏まえ、当該議案が会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当でないか慎重に検討しなければならない。

(会計監査人の選任等)

第31条

1. 監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任、解任及び不再任に関する議案の内容を決定する。

2. 監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定める。
3. 監査委員会は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討する。

第7章 監査の方法等

(組織監査)

第32条

1. 監査委員会は、第14条に定める内部監査部門等との連係体制その他内部統制システムの整備状況等を踏まえながら、会社の内部統制システム等を活用して、組織的かつ効率的にその職務を執行するよう努めなければならない。
2. 監査委員会は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受けなければならない。また、必要があると認めたときは、内部監査部門等に対して調査を求め、又はその職務の執行に係る具体的指示を出すことができる。
3. 監査委員会は、前項に定める内部監査部門等に対する調査の要請又はその職務の執行に係る具体的指示を行った場合、当該内部監査部門等から適時に報告を受領し、その内容について検証するとともに、必要があると認めたときは、追加の指示等を行わなければならない。
4. 監査委員会は、前2項の監査を行うにあたり、必要があると認めたときは、第8条第1項各号に定める監査委員を通じて調査その他の監査を行うことができる。
5. 監査委員会は、必要があると認めたときは、内部監査部門等のほか、内部統制部門からも内部統制システムに関する事項について定期的かつ隨時に報告を受け又は調査を求める。
6. 監査委員会は、内部監査部門等の職務の執行の状況もしくは監査の結果及び内部統制部門からの報告等を内部統制システムにかかる監査に実効的に活用するものとする。

(監査計画の作成)

第33条

1. 監査委員会は、第14条に定める内部監査部門等との連係体制その他内部統制システムの整備状況等を踏まえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。
2. 監査委員会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。
3. 監査委員会は、その決議により、監査の分担を定める。この中には、第8条第1項に定める指名監査委員の選定等を含むものとする。

4. 監査委員は、前項に定める監査の分担に基づいて職務を執行するにあたり、監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。
5. 監査委員会は、監査方針及び監査計画を、取締役会に報告し、関係する執行役に通知する。
6. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

(会社の意思決定過程及び業務の執行状況の把握)

第 34 条

1. 監査委員会は、必要に応じて、執行役会議、経営会議その他の重要な会議に、監査委員、補助使用人等を出席させ、又は関係資料を閲覧するなどして、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しなければならない。
2. 監査委員会は、必要があると認めたときは、前項の会議等において、その意見を表明しなければならない。

(執行役及び使用人に対する調査等)

第 35 条

1. 監査委員会は、必要があると認めたときは、執行役及び使用人に対してその職務の執行に関する事項について報告を求め、又は第 8 条第 1 項第 1 号に定める監査委員を通じて会社の業務及び財産の状況を調査しなければならない。
2. 監査委員会は、前項の報告の徵収又は調査に関して、必要があると認めたときは、執行役又は使用人からの直接的な報告の徵収その他の方法による調査を実施しなければならない。

(会社財産の現況等の把握)

第 36 条

監査委員会は、重要な会社財産の取得、保有及び処分の状況、会社の資産及び負債の管理状況等を含めた会社財産の現況及び実質価値の把握に努めなければならない。

(会計監査人との連係)

第 37 条

1. 監査委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人から財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について報告を受けるほか、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。
2. 監査委員会は、会計監査人の往査及び往査に関わる監査講評に際し、必要に応じて補助使用人等もしくは内部監査部門等の使用人を立ち会わせるほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。

3. 監査委員会は、会計監査人から執行役又は取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は執行役に対する助言もしくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。
4. 監査委員会は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。

(企業集団に関する監査)

第 38 条

1. 子会社等を有する会社の監査委員会は、連結経営の視点を踏まえ、その職務を執行する。
2. 監査委員会は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査委員会もしくは監査役、内部監査部門等、又は会計監査人と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るとともに、実効的かつ効率的な監査を実施するよう努めなければならない。
3. 第 8 条第 1 項第 2 号に定める監査委員は、執行役の職務の執行を監査するため、必要があると認めたときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。

第 8 章 会社の支配に関する基本方針等

(会社の支配に関する基本方針等)

第 39 条

1. 監査委員会は、会社がその財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）を定めている場合には、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、監査報告において意見を述べなければならない。
 - 一 基本方針の内容
 - 二 次に掲げる取組みの具体的な内容
 - イ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
 - ロ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「買収防衛策」という）
2. 監査委員会は、前項第 2 号に定める各取組みの次に掲げる要件への該当性に関する取締役会の判断及びその判断に係る理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえて検討し、監査報告において意見を述べなければならない。

- 一 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
 - 二 当該取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
 - 三 当該取組みが会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。
3. 監査委員が買収防衛策の発動又は不発動に関する一定の判断を行う委員会の委員に就任した場合には、当該監査委員は、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社利益の最大化に沿って適正に当該判断を行うものとする。

第 9 章 株主代表訴訟への対応等

(執行役又は取締役と会社の間の訴えの代表)

第 40 条

- 1. 会社が執行役もしくは取締役に対して訴えを提起し、又は執行役もしくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合には、第 8 条第 1 項第 3 号に定める監査委員が会社を代表する。
- 2. 前項の監査委員は、当該事案に利害関係を有していない者でなければならない。
- 3. 監査委員が当該訴えの当事者である場合は、取締役会が定める者、又は株主総会が当該訴えについて会社を代表する者を定めたときは、その者が会社を代表する。

(執行役又は取締役の責任の一部免除に関する同意)

第 41 条

- 1. 次に掲げる監査委員の全員の同意は、監査委員会における協議を経て行うことができる。
 - 一 執行役又は取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
 - 二 取締役会決議によって執行役又は取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
 - 三 定款の規定に基づき執行役又は取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意
 - 四 社外取締役との間で責任限定契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
- 2. 前項各号の同意を行うにあたり、監査委員は、定款変更にかかる議案に対する同意については定款変更の当否や提案理由の適切さ等を、責任の一部免除にかかる議案に対する同意については免除の理由、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行うものとする。
- 3. 監査委員会は、第 1 項各号の同意の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結

果について、記録を作成し保管するものとする。

(株主代表訴訟の提訴請求の受領、不提訴理由の通知)

第 42 条

1. 監査委員会は、監査委員に対して執行役又は取締役の責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求がされた場合には、その対応について十分に審議のうえ、提訴の当否を判断しなければならない。
2. 前項の提訴の当否判断にあたって、監査委員会は、被提訴執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施しなければならない。
3. 監査委員会は、第 1 項の判断結果について、取締役会及び被提訴執行役又は取締役に対して通知する。
4. 第 1 項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主又は責任追及の対象となっている執行役又は取締役から請求を受けたときは、監査委員は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監査委員は、外部専門家の意見を徴したうえ、監査委員会における審議を経て判断する。
 - 一 監査委員が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む）
 - 二 被提訴執行役又は取締役の責任又は義務の有無についての判断
 - 三 被提訴執行役又は取締役に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由
5. 監査委員会は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。

(補助参加の同意)

第 43 条

1. 株主代表訴訟において会社が被告執行役又は取締役側へ補助参加することに対する監査委員の全員の同意は、監査委員会における協議を経て行うことができる。
2. 前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監査委員会は、関係する執行役又は取締役並びに被告執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査委員会は、補助参加への同意の当否判断のために行った調査及び協議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。

(訴訟上の和解)

第 44 条

1. 監査委員会は、株主代表訴訟について原告株主と被告執行役又は取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告がなされた場合には、速やかにその対応について審議のうえ、和解に異議を述べるかどうかを決議し、その結果を取締役会に報告する。
2. 前項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、監査委員会は、被告執行役又は取締役、関係する執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査委員会は、訴訟上の和解の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。

第 10 章 監査の報告

(監査内容等の報告・説明)

第 45 条

監査委員会は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、職務遂行の状況並びに監査の内容及び結果について、必要があると認めたときは、取締役会、執行役、及び株主等に対して説明しなければならない。

(監査記録の作成)

第 46 条

監査委員会は、監査記録を作成しておかなければならぬ。当該監査記録には、監査委員会が実施した監査の方法及びその内容、監査の結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。

(取締役会及び代表執行役等への報告)

第 47 条

1. 監査委員会は、その活動状況等について、定期的に取締役会に報告する。
2. 監査委員会は、重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を取締役会及び代表執行役その他関係する執行役に報告し、必要があると認めたときは、取締役会に対して提案を行い、又は代表執行役その他関係する執行役に対して助言もししくは勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

(監査報告の作成・通知)

第 48 条

1. 監査委員会は、その決議をもって、正確かつ明瞭に監査報告を作成しなければならない。
2. 監査委員会は、事業報告、計算関係書類その他の書類について、法定記載事項のほか、

開示すべき事項が適切に記載されているかを確かめ、必要に応じてそれらの作成に関する職務を行った執行役に対して説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求めなければならない。

3. 監査委員会は、第 20 条第 1 項に定める内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当であるか否かを監査報告に記載する。なお、当該決議に基づき整備されている内部統制システムについて指摘すべき事項がある場合には、その内容を監査報告に記載する。
4. 前項の事項に加え、監査委員会は、執行役又は取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認し、第 22 条第 1 項第 2 号に掲げる事項にも留意のうえ、監査報告に記載すべき事項があるか検討する。
5. 監査委員は、監査報告の記載事項について異なる意見がある場合には、その意見を監査報告に記載しなければならない。
6. 監査委員は、監査報告に署名又は記名押印し、社外監査委員はその旨を記載する。また、監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。
7. 第 8 条第 1 項第 6 号に定める監査委員は、事業報告等に係る監査報告の内容及び計算関係書類に係る監査報告の内容を第 2 項の執行役に通知し、計算関係書類に係る監査報告の内容を会計監査人に通知する。
8. 前項において、第 8 条第 1 項第 6 号に定める監査委員は、十分な監査期間が確保されるよう、必要に応じて、事業報告等に係る監査報告の内容を第 2 項の執行役に通知すべき日について当該執行役との間で合意し、計算関係書類に係る会計監査報告の内容を第 8 条第 1 項第 6 号に定める監査委員に通知すべき日並びに計算関係書類に係る監査報告の内容を第 2 項の執行役及び会計監査人に通知すべき日について、第 2 項の執行役及び会計監査人との間で合意して定めるものとする。

(電磁的方法による開示)

第 49 条

1. 株主総会参考書類、事業報告、個別注記表又は連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査委員会の監査報告を含む）に記載又は表示すべき事項の全部又は一部について、インターネットによる開示の措置をとることにより株主に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがある会社において、当該措置が現にとられようとしている場合には、監査委員会は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めたときは、異議を述べなければならない。
2. 前項の定款の定めに基づく措置がとられる場合に、監査委員会は、現に株主に対して提供される事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類が、監査報告を作成するに際して監査をした事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を請求することができる。

(株主総会への報告・説明等)

第 50 条

1. 監査委員会は、株主総会に提出される議案及び書類について法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査する。
2. 定時株主総会において、事業報告等に係る監査報告の内容及び計算関係書類に係る監査報告の内容並びに自らの職務に関する事項について説明を行うことが望ましい。
3. 監査委員会は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。
4. 監査委員会は、株主総會議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめる。

(附則)

1. 本基準において「・・条」とある条項は、特に言及がない限り本基準の条項を指すものとする。
2. 本基準において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本基準において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。